

山形県 被災建築物応急危険度判定 通信

平成11年2月



発行／山形県土木部建築住宅課

応急危険度判定士の皆様には、被災地において、地元市区町村長または、都道府県知事の要請により応急危険度判定を行い、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るための重要な役割を担って頂いています。

情報コーナー

山形県の応急危険度判定士が996名になりました。

平成10年度、応急危険度判定講習会がさる11月6日に開催され、172名の方から登録していただきました。その結果、平成11年1月17日現在の登録者は996名に達し、目標の1000名をほぼ達成することが出来ました。皆様のご協力に深く感謝いたします。

今後は、急な災害に対して速やかに対応出来るよう、連絡体制の整備や訓練等に力を入れていくこととなりますので、ご協力よろしく願いいたします。

お知らせコーナー

●応急危険度判定の実施は、都道府県知事が制定した「被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき行われます。

●応急危険度判定活動等における補償制度があります。
(訓練活動と判定活動の場合に適用できます)

1. 適用対象

(活動の範囲)・応急危険度判定の訓練活動や判定活動を行う場合に適用対象となります。

(活動の期間)・訓練活動や判定活動に従事するため、民間判定士等が自宅又は、職場を離れ訓練に参加又は判定を行い、自宅若しくは職場に復帰するまでの間とします。

ただし、訓練活動において、宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除きます。

2. 補償内容

- ・傷害補償 (死亡時、入院時、通院時)
- ・施設賠償 (対人、対物)

Q&Aコーナー

<p>Q 1 応急危険度判定とは</p>	<p>A 地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、被災した建築物の被害の状況を調査し、その建築物が使用できるか否かの判定・表示を応急的に行うことです。調査結果は「危険」(赤紙)、「要注意」(黄紙)、「調査済」(緑紙)の三種類の判定ステッカー(色紙)のいずれかにより、見やすい場所に表示します。</p> <p>これは、罹災証明のための被害調査ではなく、建築物が使用できるか否かを応急的に判定するものです。</p>
<p>Q 2 応急危険度判定士とは</p>	<p>A 応急危険度判定士は、被災地において、地元市区町村長または都道府県知事の要請により、応急危険度判定を行う建築技術者です。応急危険度判定士は、都道府県知事が行う講習会等を受講して認定登録を受けています。</p> <p>応急危険度判定士は、判定活動に従事する場合、常に身分を証明する認定証を携帯し、「応急危険度判定士」と明示した腕章及びヘルメットを着用します。</p>
<p>Q 3 判定作業は</p>	<p>A 判定作業は、2人がチームになって、調査票等の定められた基準により、客観的に判定します。</p> <p>その際、危険と思われる建築物には立ち入らないで調査することになっています。</p>
<p>Q 4 判定結果の表示は</p>	<p>A 応急危険度判定の結果については、三種類の判定ステッカーのいずれかを出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者だけでなく、建築物の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにします。</p> <p>また、判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明及び二次災害防止のための処遇についても明示し、判定結果に対する問い合わせ先も表示してあります。</p>
<p>Q 5 判定対象建築物は</p>	<p>A 応急危険度判定は、原則としてすべての被災建築物を行いますが各市区町村により実施方法が異なります。</p> <p>たとえば、地域や判定対象建築物を限定して実施する場合があります。</p>
<p>Q 6 応急危険度判定と罹災証明のための被害調査は同じか</p>	<p>A 応急危険度判定士は、地震後の余震等による二次災害を未然に防止するため、応急的に建物の安全性をチェックするものであり、被害調査は、建築物の資産価値的な面(損傷の程度)を調査するので、応急危険度判定とは、視点・内容が異なります。</p>
<p>Q 7 応急危険度判定の結果が罹災証明と混同されて判定士がトラブルに巻き込まれないか</p>	<p>建築士には、応急危険度判定は、罹災証明のための被害調査ではない旨の周知も行います。また、この判定についての責任は判定実施主体の地方自治体にあります。</p>
<p>Q 8 判定活動に参加するにはどうすればよいか</p>	<p>A 地元の都道府県が行う応急危険度判定講習会を受講して認定登録を受け、応急危険度判定士になってください。</p> <p>実際に判定活動を行う必要が生じたときは、判定士の認定登録を受けた方に、連絡網により、各都道府県等からの要請(連絡)があります。それを受けて、ご参加ください。</p>

体験談コーナー

阪神・淡路大震災の被災建築物応急危険度判定活動について

(社)兵庫県建築士会 本岡 孝彦

1月17日早朝、突然の揺れに目を覚ました。揺れの大きさからかなり大規模な地震かと想像しテレビのスイッチを入れる。画面に表示されている神戸の震度6は、まぎれもなく神戸周辺が震源であると予測できる。

仕事と平行に、兵庫県より建築士会としての応急危険度判定協力の要請があり、建築士会として担当地区が、神戸市須磨区、垂水区、帰宅、西区と決まり、1月24日から活動を開始した。

参加した多くの会員は、応急危険度判定の知識がなく、毎朝簡単な研修と説明の後、調査員は現場に急行する。

私は事務局で調査の調整をしていたため、実際には現地を見れずにいたが、1月も終わり判定業務が続く2月5日に初めて現地の調査に行った。担当は垂水区でこの時期になると初期の調査は終了し、全壊の建物はなく、建物内部まで詳細に調査しないと判定できない物件や、周囲の敷地の状況を見ないと判定できない物件もあり、かなりの時間を要した。

一件を調査し終わると、近隣の人からの調査依頼もあり、予定数を処理するのにも困難な状態である。ただ、調査した家の人には、大変感謝され、信用してもらえたと思っている。今更ながらボランティアの意義や必要性を再認識しながら、調査を継続した。

応急危険度判定ボランティアに参加して

(株)深野木組 深野木 信

平成9年春に発生した一連の鹿児島県北西部地震は、私達建築士、建築士会に大きな反省と教訓を与えてくれた。

その一つ目は、判定の実施に際し、被災自治体に大きな負担をかけてしまったことである。実施の判断のための認識調査や、判定のための地図・調査票のコピー、仕分けまでもが町職員の手で行われていた。ボランティア活動である応急危険度判定は、自治体との連携・監督の下、その準備からボランティアの手で行うべきだと思う。

二つ目は実施までに時間がかかったことだ。被災地では混乱の中、やらねばいけないことが山積みされ、また現地の情報収集、その分析・連絡に時間がかかるのは当然のことと思う。しかし、応急危険度判定の目的から考えると、即座の実施が、より大きな成果を生む。また、ボランティアの多くは、たとえその活動が無駄になっても被災直後に現地入りし、判定することを望んでいる。一方、住民も早急な実施を望んでいたと思う。被災家屋はもちろん、大きな被害のない家屋でも住民は生活に不安を持っている。誰か専門の人から「大丈夫」という言葉を聞くのを待っている。また、地震時の自分の状況・行動を話すことで、それを早く過去のこととして整理し、受け入れようとしているようにも感じた。神戸でも感じたことだが、応急危険度判定は被災者のメンタルケアのためにも早急な実施が必要だと思う。

私達ボランティアが指示待ち人にならず、自分の判断で直ちに支援活動に参加できるように、応急危険度判定実施の明確なガイドラインがあって欲しい。それにより建築士個人にも、建築士会にも震災対応の行動指針ができる。例えば、震度5弱以上の地震を観測したら、直ちに（無条件に）県が県建築士会に応急危険度判定を要請する。建築士会は支援本部を設置し、判定ボランティアの受付・要請を開始し、判定実施のための調査員を派遣する。これで迅速な対応が可能になると考える。

今後、この教訓を忘れることなく、非常時に迷わず活かされる体制とネットワークを作りに協力していきたいと思う。

お問合せ先 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県土木部建築住宅課建築指導係

TEL 023-630-2651
FAX 023-630-2639